

規則（訓令）名	理 由	要 旨
奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則	教育委員会事務局及び奈良県立教育研究所における組織及び事務分掌の変更等に伴い、所要の改正をしようとするものである。	1 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正 （１）系の改編 総務課、教職員課、高校教育課、義務教育課及び体育健康課の系の改編を行う。 （２）事務分掌の変更 総務課、福利課、教職員課、高校教育課、義務教育課及び体育健康課の分掌事務の変更を行う。 （第一条関係） 2 奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正 （１）事務分掌の変更 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の変更等に伴い、教育企画部、教育情報化推進部及び教育支援部の分掌事務の変更等を行う。 （２）副主任の職の追加 教育研究所におかれる職員の職として副主任を追加する。 （３）その他所要の規定の整備を行う。 （第二条関係） 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 （改正附則関係）

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営
規則の一部を改正する規則（案）

（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正）

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表総務課の項中「秘書人事係」の下に「教育政策推進係」を加え、同表教職員課の項中「教職員相談支援係」を「キャリア支援係」に改め、同表高校教育課の項中「生徒指導係」を「教育情報化推進係」に改め、同表義務教育課の項中「教育統計係、小中生徒指導係」を「授業力向上係」に改め、同表体育健康課の項中「学校体育係」の下に「高校総体開催準備係」を加える。

第四条総務課の項第六号中「給与」を削り、同項中第十三号を第十七号とし、第十二号の次に次の四号を加える。

十三 教育に関する調査に関すること。

十四 教育に関する統計に関すること。

十五 教育振興大綱の進行管理に関すること。

十六 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。

第四条福利課の項第一号中「（教職員課及び体育健康課の所管に属することを除く。）」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 労働安全衛生に関すること。

第四条教職員課の項第一号中「給与」を削り、同項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の給与に関すること。

第四条高校教育課の項第三号中「キャリア教育及び生徒指導」を「及びキャリア教育」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 ICT環境の整備に関すること。

第四条高校教育課の項第十号を削り、第十一号を第十号とし、同表義務教育課の項第一号中「キャリア教育及び生徒指導」を「及びキャリア教育」に改め、同項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、同表体育健康課の項中第五号を

第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 高校総体開催準備に関すること。

(奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正)

第二条 奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「教育企画部
教育情報化推進部」 を「教育企画部」に改める。

第三条教育企画部の項第一号中「小・中学校」を「小・中・高等学校」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 理数教育の推進に関すること。

第三条教育企画部の項第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 教育に関する図書その他資料の収集、保存、刊行及び提供に関すること。

第三条教育情報化推進部の項を削り、同条次世代型教職員支援センターの項第五号中「の運営」を削り、同条教育支援部の項第一号、第二号、第四号及び第五号中「教育相談」を「生徒指導及び教育相談」に改める。

第四条第一項中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 副主任

第五条第八項中「副主幹」の下に「及び副主任」を加え、「担当事務」を「担任事務」に改める。

第五条の三第二項中「担当事務」を「担任事務」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

一 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正(第一条関係)

改 正 案		現 行	
(組織) 第三条 事務局に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、それぞれの課及び室に同表下欄に掲げる係を置く。		(組織) 第三条 事務局に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、それぞれの課及び室に同表下欄に掲げる係を置く。	
課名	係名	課名	係名
総務課	総務予算係、秘書人事係、教育政策推進係	総務課	総務予算係、秘書人事係
略	略	略	略
教職員課	総務係、給与係、定数管理係、小中人事係、キャリア支援係、県立人事係	教職員課	総務係、給与係、定数管理係、小中人事係、教職員相談支援係、県立人事係
高校教育課	総務係、教育指導係、教育改革推進係、教育情報化推進係	高校教育課	総務係、教育指導係、教育改革推進係、生徒指導係
義務教育課	総務係、義務教育指導係、授業力向上係	義務教育課	総務係、義務教育指導係、教育統計係、小中生徒指導係
略	略	略	略
体育健康課	健康教育係、学校体育係、高校総体開催準備係	体育健康課	健康教育係、学校体育係

(事務分掌)

第四条 各課及び室の分掌事務は、次のとおり

(事務分掌)

第四条 各課及び室の分掌事務は、次のとおり

改 正 案	現 行
とし、総務課を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。 総務課 一 五 略 六 職員（教職員を除く。）の任免その他人事に関する事。 七 十二 略 十三 教育に関する調査に関する事。 十四 教育に関する統計に関する事。 十五 教育振興大綱の進行管理に関する事。 十六 教育に関する事務の点検及び評価に関する事。 十七 略 福利課 一 職員の福利厚生に関する事。 二 労働安全衛生に関する事。 三 及び四 略 教職員課 一 教職員の任免その他人事に関する事。 二 職員の給与に関する事。 三 九 略 十 略 十 略 一 及び二 略 三 県立中学校及び県立高等学校の教育課程、学習指導及びキャリア教育に関する事。 四 八 略 九 ICT環境の整備に関する事。	とし、総務課を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。 総務課 一 五 略 六 職員（教職員を除く。）の任免、給与その他人事に関する事。 七 十二 略 十三 略 福利課 一 職員の福利厚生に関する事（教職員課及び体育健康課の所管に属することを除く。）。 二 及び三 略 略 教職員課 一 教職員の任免、給与その他人事に関する事。 二 八 略 九 労働安全衛生に関する事。 十 略 十 略 一 及び二 略 三 県立中学校及び県立高等学校の教育課程、学習指導、キャリア教育及び生徒指導に関する事。 四 八 略 九 教育に関する調査に関する事。

改 正 案	現 行
十略 義務教育課 一 市町村立義務教育諸学校における教育課程、学習指導及びキャリア教育に関すること。 二〇六略 七略 略 体育健康課 一〇四略 五略 高校総体開催準備に関すること。 六略	十 奈良県次世代教員養成塾（奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）第三条に規定する次世代型教職員支援センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。 十一略 義務教育課 一 市町村立義務教育諸学校における教育課程、学習指導、キャリア教育及び生徒指導に関すること。 二〇六略 七 教育に関する統計に関すること。 八 教育振興大綱の進行政管理に関すること。 九 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。 十略 略 体育健康課 一〇四略 五略

二 奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正（第二条関係）

改 正 案	現 行
（組織） 第二条 教育研究所に、次の局、部及びセンターを置く。 略 教育企画部 2 略 （分掌事務） 第三条 教育研究所の局、部及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。 略 教育企画部 一 小・中・高等学校の教科教育に関する学校の支援及び調査研究に関すること。 二及び三 略 四 理数教育の推進に関すること。 五 教育に関する図書その他資料の収集、保存、刊行及び提供に関すること。 六～十 略 次世代型教職員支援センター 一～四 略 五 奈良県次世代教員養成塾に関すること。	（組織） 第二条 教育研究所に、次の局、部及びセンターを置く。 略 教育企画部 教育情報化推進部 2 略 （分掌事務） 第三条 教育研究所の局、部及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。 略 教育企画部 一 小・中学校の教科教育に関する学校の支援及び調査研究に関すること。 二及び三 略 四 へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。 五 教育情報化推進部 一 高校の教科教育に関する学校の支援及び調査研究に関すること。 二 ICTを活用した授業の充実にすること。 三 教育に関する図書その他資料の収集、保存、刊行及び提供に関すること。 四 視聴覚教育に関すること。 五 理数教育の推進に関すること。 次世代型教職員支援センター 一～四 略 五 奈良県次世代教員養成塾の運営に関すること。

改 正 案	現 行
六 略 教育支援部 一 生徒指導及び教育相談（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）第四条に規定する特別支援教育推進室の所掌に属するものを除く。以下この項において同じ。）に関する調査研究にすること。 二 教育関係職員の生徒指導及び教育相談に関する研修にすること。 三 略 四 生徒指導及び教育相談に関する指導及び助言にすること。 五 生徒指導及び教育相談に係る事業の実施にすること。 六 略 （職員の職） 第四条 教育研究所の職員の職は、次のとおりとする。 一 八 略 九 副主任 十 十五 略 2 及び 3 略 （職務） 第五条 略 2 7 略 8 副主幹及び副主任は、上司の命を受け、担任事務を整理する。 9 略 略 （参事及び主幹の職務） 第五条の三 略 2 主幹は、上司の命を受け、担任事務を処理する。	六 略 教育支援部 一 教育相談（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）第四条に規定する特別支援教育推進室の所掌に属するものを除く。以下この項において同じ。）に関する調査研究にすること。 二 教育関係職員の教育相談に関する研修にすること。 三 略 四 教育相談に関する指導及び助言にすること。 五 教育相談に係る事業の実施にすること。 六 略 （職員の職） 第四条 教育研究所の職員の職は、次のとおりとする。 一 八 略 九 十四 略 2 及び 3 略 （職務） 第五条 略 2 7 略 8 副主幹は、上司の命を受け、担任事務を整理する。 9 略 略 （参事及び主幹の職務） 第五条の三 略 2 主幹は、上司の命を受け、担当事務を処理する。